

こんなときどうする？

家の人といっしょに考えてみよう

Aさんの担任の先生が、「直接いじめる人だけでなく、いじめを周りで見ているだけの人も、いじめをしているのと同じだよ。」と話をしました。Aさんは、先生のいうことも分かるのですが、いじめを止めに入って、自分がいじめられる側になってしまったらいやだなと思ってしまいます。いじめを見るのはいやだし、できればいじめを止めたいと思いますが、実際にその場になればとめる勇気がもてるか不安です。Aさんは「どうしたらいいのかな？」と悩んでしまいました。

①「いじめを周りで見ているだけの人も、いじめをしているのと同じだよ。」と先生は言っていますが、あなたはどう思いますか。

②いじめを止める方法として、どのようなことが考えられますか。

③いじめをその場でとめる以外に、周りの人はどのようなことができると思いますか。

④あなたがAさんなら、これからどうしますか。

※上記のワークシートは、「いじめ事例別ワークシート」（三重県教育委員会（三重弁護士会作成協力））を参考に作成しました。

つらい思いをしたり、困った時は、家の人や先生、下記の『相談電話』などに相談しましょう。

名 前	電話番号	曜日・時間	内 容
いじめ電話相談 (三重県総合教育センター)	059-226-3779	毎日、24時間	臨床心理士などの専門家が対応します。監視相談の予約もできます。
24時間子供 SOSダイヤル (文部科学省)	0120-0-78310	毎日、24時間	電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関(三重県総合教育センター)に接続します。
チャイルドラインMIE	0120-99-7777	月～土 16:00～21:00	18歳までの子ども専用電話 12月29日から1月3日を除く。
子どもほっとダイヤル	0800-200-2555	13:00～21:00	18歳までの子どもからの相談が対象
子どもの大権110番	0120-007-110	月～金 8:30～17:15	滋賀県の児童相談所職員は、滋賀県職員が対応します。いじめ以外の相談もできます。保護者のみぞさんからの相談にも対応します。
子ども弁護士ダイヤル (三重弁護士会)	059-224-7950	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00	いじめ、差別、虐待など「子どもの大権問題」に関する、子どもからの相談を無料で受け付けします。
少年相談110番 (三重県警察)	0120-41-7867	月～金 9:00～17:00	警察内に設置されており、いじめなどの相談を受け付けます。 祝日・祭日開始を除く。



児童用リーフレット(4、5、6年生用)

参考資料 5

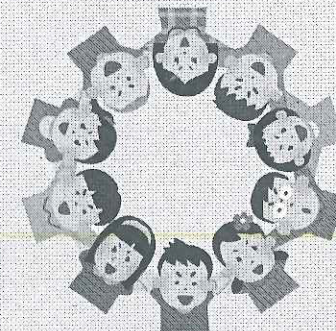
三重県

ぼうしじょうれい いじめ防止条例

平成30年4月1日施行

いじめは、人の心や体をきずつけます。ときには命をうばってしまうこともあります。いじめは、ぜったいにいけないことです。いじめをなくすためには、自分を大切にするとともに、一人ひとりのちがいを理解し、まわりの人も大切にすることが大切です。

もし、あなたがいじめにあたり、いじめを見つけたりしたら、ともだちや先生、家の人などに相談しましょう。大人はみなさんを守ってくれます。



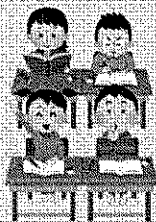
みえけん みえけんきょういくいいんかい
三重県・三重県教育委員会

三重県いじめ防止条例

※条例とは、県や市町で決められた決まりです。

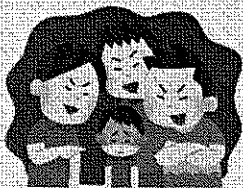
なぜ条例ができたのか？

- みなさんが健康に成長し、安心して生活できる社会をつくるために条例がつけられました。



いじめとは

- 「いじめ」とは、された人が心や体に苦しみや痛みを感じる行為のことです。(インターネットを通して行われるものも含まれます。)



条例で目指していること

- みなさんが安心して勉強や運動などの活動に取り組むことができるように、学校内や学校外に関係なく、いじめが行われなくなるようにします。
- いじめがなぜいけないかということなどが、よくわかるようになります。
- みなさんが、いじめをなくすために自分たちで話しあったり、いじめを見たら注意をしたりだれかに相談したりすることができるようになることを目指します。
- 学校だけでなく三重県のすべての人が協力して、いじめの問題を解決します。

いじめのきんし

- みなさんは、いじめを行ってはいけません。



いじめをなくすためにみんなですること。いじめからみなさんを守るためにすること。

保護者



- みなさんの自分を大切に思う気持ちや人を思いやる心を育てます。
- みなさんの話をよく聞いて様子を見守り、みなさんがいじめを受けたときは、いじめから守ります。

三重県でくらす人

- 地域においてみなさんを見守り、みなさんが安心して生活できるようにします。



みなさん



- みなさんは、自分を大切にするとともに、一人ひとりのちがいを理解し、まわりの人も大切にします。
- みなさんは、いじめを見て見ぬふりをするのではなく、学校の先生や保護者、相談電話などに相談するように心がけます。

学校や先生たち



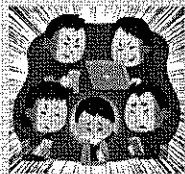
- みなさんの手本となります。
- みなさんのことをよく知り、いじめを早く見つけられるようにし、学校全体でいじめを防止します。
- みなさんが、いじめにあっていると思われるときは、すぐに対応します。
- みなさんが、いじめをなくすために自ら行う活動にいっしょに取り組みます。

いじめを早く見つけるためにすること

- 学校は、定期的なアンケートや面談を行います。
- 三重県では、みなさんや保護者の方などが、安心していじめの相談や通報ができるようにします。



インターネットでのいじめに対してすること



- 三重県では、インターネットでのいじめの防止に必要な取組を行います。
- 三重県では、みなさんがインターネットでのいじめに巻き込まれていないかどうかを見守ります。
- みなさんが、安全にインターネットを使うことができるようになるための学習を行います。

※インターネットでのいじめとは、インターネット上で人の悪口を書いたり、本人に無断で写真を載せたりすることや、インターネット上のグループでなかま外れにしたりすることです。

「みなさんからの声」

キッズモニターアンケート、児童生徒アンケート
いじめの問題に対する意見提案より（主な意見を抜粋）

このような児童生徒のみなさんの声を参考に、「三重県いじめ防止条例」ができました。

いじめをなくすためにすること

- ★ 一人ひとりのちがいを理解する。
- ★ 見て見ぬふりをしない。
- ★ お互いを認め合う。
- ★ 自分もまわりの人も大切にする。

条規(ルール)をつくること

- ★ いじめを絶対にしない。
- ★ いじめをしてはいけないし、いじめられているのを見て見ぬふりをしてはいけない。
- ★ 24時間子どもが相談できる制度をつくる。
- ★ いじめを見つけたら報告・注意をする。
- ★ SNS等で他人をさすづける言動を禁じる。

自分を守りながら感じるルール

- ★ 私たちは、見て見ぬふりをしない。
- ★ 私たちは、一人ひとりの個性を尊重し、認め合う。
- ★ 私たちは、インターネット上で悪口を言わない。

※ 条例の全文は、三重県のホームページにあります。